江戸時代の往来物を読む

1 江戸時代の教育について

庶民は、日常の仕事や生活において、文字の使用や計算の必要性を増大させた。地域や身分、 男女の性別を超えて、契約書を交わしたり、帳簿の整理をしたり、手紙を往復することが必要と なった。庶民の生活圏が拡大し、文化の交流が盛んとなり、様々な分野の学問・技術書や教養書 が大量に作成され、文字の読み書きをする機会が増えた。

女子用往来は、近世から近代初期にかけて 1000~1500 種類にわたり普及したとされている。 内容は、教訓型・消息型・社会型・知育型の 4 種類に分かれ、最も多く編集・公刊されたのが教 訓型であった。教訓型の往来物は、17 世紀から 18 世紀頃の貞享・元禄時代から女性の識字力の 拡大と文字学習の需要の増大により、女訓書などの要旨を手短に書き改めたり、手習いテキスト に仕立てられ、数多く出版された。その教訓型女子用往来の代表的なものが「女今川」であった。

女子の半数以上が、仮名・文章・人名・女子三習を手本として文字学習をし、村名も頻度高く 学習された。また、五十三次、国名を列挙した国尽、世界国尽、女商売往来が次いで多く学ばれ た。さらに学ぶ者には、女今川あるいは今川、女消息往来、女消息文字なども与えられた。

寺子屋の女子就学率は、男子の就学率を100%とすると、女子の上位は江戸88.7%、京都74.5%、 大坂53.4%の順になっている。

(1)女今川

近世において最も版を重ね、確認されている限り 174 種類以上にのぼり、再板を含めると 295 種類も刊行されている、江戸時代の女性向けの書物のトップシェアを誇る往来物であった。

「女今川」は室町時代前期、武人今川了俊(貞世)が養子の仲秋に書き残したとされる著名な「今川状」になぞらえて、女性が日常に守るべき事柄が禁止条項の形で列挙されている書である。

女今川の形式は、多くが大本または半紙本で 20 丁程度の薄手の書物である。「女今川」の撰作者も撰作年代も不明である。体裁は同じく普及した男子用の「今川状」と同じく禁止条項の列挙、家訓ないしは壁書の形態を採るが、これは「女今川」が「今川状」の派生作品であるため、基本的に「今川状」が基本ラインを崩さぬ形で女子用に書きかえられる必要があったからである。

(2) さまざまな往来物

①女大学(おんなだいがく)

著者未詳。女子教訓を趣意として、特に結婚後の実際生活に焦点を置いて近世庶民の手本にふさわしく改編してある。最古の板本は享保元年(1716)刊行の「女大学宝箱」である。冒頭は「それ女子は成長して他人の家に行き」から始まる。親が娘に言い聞かせる項目 19 か条から構成されている。「女今川」と並んで最も板種が多い女子用の往来物である。また、「女大学宝箱」を起点に、「女今川姫鑑」、「女小学教草」、「女論語躾宝」など多種多様な女大学の類本が生まれた。

②女小学(おんなしょうがく)

往来物の一種。内容は「懐妊産後之事」や「結納進物之図」、「女中躾方之事」など、挿絵ととも

に教訓が記されている。他に近江八景や「古今和歌集」の撰者など、名所や和歌が記されている。

③商売往来(しょうばいおうらい)

元禄時代に大坂の寺子屋師匠、堀流水軒 [ほりりゅうすいけん] の著作。実業型の往来物。内容は、商取引に関する文字、帳簿、帳面の種類と名称、貨幣、商品、商人の生活に必要な教養・教訓の4つから成る。商品に関する名称が多い。商人だけでなく、生産者・消費者にも役立ったので200種以上の板を重ねた。類似のものとして、「大栄商売往来」、「大全商売往来」がある。

④百姓往来(ひゃくしょうおうらい)

禿箒子 [とくそうし] の著作。農具・土地の用益・検見・貢納・巡視の際の心得、農民の心得などについて記す。幕末・明治期に 70 種以上の板を重ねて広く普及した。類似本のものとして、「延寿百姓往来大成」、「番匠往来」などがある。

2 語句説明

制詞(せいし)…いましめの言葉。制辞。

姧しい(かたましい/かだましい)…ひねくれている。心がねじ曲がっている。奸しい。

弁え(わきまえ)…よく判断して振る舞う。心得る。区別する。

気随(きずい)…自分の思うままに振る舞うこと、好き勝手。

沙門(しゃもん)…出家の総称。髪を剃り、悪を止め、善を勤める修行者のこと。

譏り(そしり)…他人の悪口を言ったり、非難したりすること。謗り。

継子(ままこ)…血のつながりのない子。実子ではない子。

嘲(あざける)…あたりかまわず勝手な口をきく。ばかにして笑うこと。

諂う(へつらう)…人の気に入るように振る舞う。媚びる。

心緒(しんしょ)…心遣い、思いやり。※史料では「こころばえ」と読ませている。

3 古文書の内容

- ・今川状にならい、自分を戒める制詞の条々
- ・日常の志がねじ曲がっていて、女の道は明らかではないこと
- ・若い女性が、無益の宮寺へ参り楽しむこと
- ・小さい過ちを改めず、失敗するに至って人を恨むこと
- ・大事だとわきまえず、打ち解け、人に語ること
- ・父母の深い恩を忘れ、孝の道が疎かになること
- ・夫を軽くみて、自分を立てて、天道を恐れざること
- ・道に背いても栄える者を羨み願うこと。

【※脱落の丁があるため、五箇条分中略】

- ・人を中傷し、人の愁いをもって身を楽しむこと
- ・衣類道具は、自分だけ美麗を尽くして、召使いは見苦しいこと
- ・貴きも、卑しきも法があることを理解せず、好き勝手を好むこと
- ・人の非を挙げて、自分が賢いと思うこと

- ・出家した人に対面するといえども、側近くで慣れ親しむこと
- ・自分の身の程を知らず、あるいは驕り、あるいは十分でないこと
- ・下人の善悪を理解せずに、召使い方が正しくないこと
- ・舅姑に粗末な扱いをして、人の非難を受けること
- ・実子ではない子に疎かに接して、他人のあざけりを恥じないこと
- ・男であれば、たとえ近い親類であっても、親しくしすぎること
- ・道を守る人を嫌い、自分に気に入るように振る舞う友を愛すること
- ・人が来た時、自分の不機嫌に任せ怒り、無礼をはたらくこと

右の条々は、常に心がけるべきことだということは、珍しいことではないといえども、それでもやはり慎むべきことである。まず、家を守るべきには志を素直にして何事にも自分を立てず、夫の心に従うべきである。天は陽にして、強く男の道である。地は陰にして柔らかな女の道である。陰は陽に従うこと、天地自然の道理であるゆえ、夫婦の道を天地にたとえるのであれば、夫を天のごとく敬い尊うことは、すなわち天地の道である。そうであるので、幼い時より心やさしく素直な友に交わり、決して猥らで卑しき友に近寄ってはならない。